

# 所有者不明農地の活用推進事例

高島市 マキノ町・海津地区（滋賀県）

## 地域の概要

高島市北部、琵琶湖の最北西端に位置する農山村地域。約20haの広大な農地が広がるが、農業従事者の高齢化と冬季の豪雪に加え、湿田や狭小な区画が点在するなど条件不利地により遊休農地の増加が深刻な課題となっている。地域農業の維持には地域外からの新たな担い手確保のほか、所有者不明農地の解消活動が求められている。

## 取組開始前の状況・課題と取組方針

### 状況と課題

- 生産条件の悪い湿田が広がり、遊休農地が増加傾向にある。
- 約20haの内、55aが所有者不明農地となっており、点在している状況である。
- 当該農地を活用するにしても、ある程度の耕作地のまとまりを作らないと、借受希望者を見つけることは困難な状況。

### 取組方針

#### <農業委員会>

- 所有者不明農地に隣接する農地等について当該所有者へ貸付意向を把握し、一団の農地として貸し付けることが可能な環境を整える。

#### <農業会議>

- 担い手組織のネットワークにより借受募集の農地リストを提供し、借受希望者を募る。

## 滋賀県内の課題

- 所有者不明農地に土地改良区の賦課金の未収がある場合、当該農地の借受者に対して未収分も含めて請求がされる。
- そういった所有者不明農地については敬遠されるため、結果的に解消に結びつかない。

## 具体的な取組内容：所有者不明農地の解消に向けたプロセス

### 調査・特定

#### 利用意向調査を通じた所有者不明農地の抽出

農業委員会が郵送による利用意向調査を実施。宛先不明や未回答の農地を精査し、同地区内の所有者不明農地をリスト化した。

### 担い手確保

#### 新規参入法人「A社」の受入と調整

地域外から農業参入を希望する者が当該地域において、農業法人（A社）を設立。農業委員会・農地中間管理機構と協議を重ね、海津地区の一団の農地（遊休農地を含む）を一体的に作付けする意向を示したため、A社を所有者不明農地を活用する借受希望者と位置づけ、利用権の設定に向けて事務処理を行っていくこととした。

### 探索・公示

#### 探索事務の効率化と公示手続きの着手

探索範囲を配偶者と子に限定することで、事務処理の負担を軽減しつつ、所有者の探索を実施。その結果、判明した相続人に対しては、貸付意向を確認。公示手続きを経て農地中間管理機構に通知する予定である。

## 農業委員会による関係機関との調整

### 農地中間管理機構

#### 農地中間管理機構への情報提供

所有者不明農地の現況や近傍類似の賃借料、地域計画との整合性に加え、土地改良区ごとに異なる賦課金の取扱い等について、情報提供を行う。